

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 30 年（2018 年）3 月 9 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

株式会社東急コミュニティー

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

別紙のとおり

3 管理を行わせる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 市営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

別表4 厚別区

名 称	位 置	指定管理者
ひばりが丘団地	札幌市厚別区厚別中央1条2丁目、厚別中央1条3丁目、厚別中央1条4丁目、厚別中央2条3丁目、厚別中央2条4丁目	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英
新さっぽろ団地	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	
もみじ台団地	札幌市厚別区もみじ台東1丁目、もみじ台東3丁目、もみじ台東5丁目、もみじ台西2丁目、もみじ台西3丁目、もみじ台西4丁目、もみじ台南2丁目、もみじ台南4丁目、もみじ台北3丁目、もみじ台北4丁目、もみじ台北6丁目	
青 葉 団 地	札幌市厚別区青葉町1丁目、青葉町3丁目、青葉町5丁目、青葉町6丁目、青葉町8丁目	